

(付表)

平成28年度

不納欠損額の内訳

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省
エネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定）

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み）			15	1,097	15	1,097	(目) 返納金債権 943
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定によ り債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定）							